公共工事の入札に係る内訳書の提出について(お知らせ)

財務部契約管財課

平成26年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際にその金額にかかわらず、内訳書を提出するものとされました。また、発注者は、提出された内訳書についてその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました。現在、高山市においては一部の工事にのみ内訳書の提出を求めてきましたが、平成27年4月1日以降はすべての工事において提出するもののとし、下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 1. 対象工事 入札により行う全ての工事 (※各課にて行う請書は対象としません。)
- 2. 対象案件 平成27年4月1日以降に入札を行う案件
- 3. 提出方法 入札時に合わせて提出。
- 4. 留意事項 内訳書様式は任意としますが、<u>下記の必須要件が欠けた場合は、入札を</u> 無効とすることがあります。
 - (1)入札時において提出がされていること。
 - (2)内訳書の金額合計と入札額に著しい相違がないこと。
 - (3)記載すべき項目を満たしていること。
 - ・日付(開札日)、工事番号、工事名、工事場所、商号又は名称・代表 者氏名
 - (4)内訳書としての項目を満たしていること。
 - ・仕様書に示す内訳レベルの各項目は必須。直接工事費、共通仮設費、 現場管理費、一般管理費等

問合せ先

高山市役所財務部契約管財課 契約検査係

TEL 0 5 7 7 - 3 5 - 3 1 8 6